



あま~い誘いにご用心!

2022年4月1日から成年年齢は18歳になりました

保護者などの同意なしに様々な契約が一人ができるようになる一方で責任も生じます

お試し購入

～「お試し」のつもりが定期購入に!?～



ポチ

お試しで
買つちゃ
おう!



発送日の10日前…

ポイント! 通信販売にはクーリング・オフの制度はありません。
申込最終確認画面で契約の内容や条件をよく確認しましょう！

- ホームページやSNS上の広告で「お試し（価格）」「初回〇円」「定期しばりなし」などと表示されていても、定期購入が条件となっている場合があるので注意が必要です。
- 通信販売の場合、商品等の分量や支払総額（定期購入の場合は各回の分量や2回目以降の代金）等を最終確認画面で明確に表示することが事業者に義務付けられています。契約内容等が確認できるよう、最終確認画面はスクリーンショットなどで保存しておきましょう。
- 「定期しばりなし」のコースでも注文完了直後に表示される「特別割引クーポン」を利用すると契約内容が変わって定期購入コースになるケースがあります。最終確認画面は必ずチェックしましょう。

インターネット通販

～代金を振り込んだけど、商品が届かない!～



SNS広告で
めっちゃ安い
カバン見つけた！



数日後…

商品がない。
届かない。

ポイント! インターネット通販を利用するときは慎重に。
偽サイトの可能性も！

- 注文前に事業者の所在地や連絡先、他の利用者の評価などの情報を幅広く確認しましょう。
- 大幅に値引きされた商品が販売されていたり、連絡方法がメールだけの通販サイトには注意しましょう。
- 支払方法が前払いや代引きだけでなく、クレジットカード払いやコンビニ後払いなど複数用意されているショップやサイトを選びましょう。(特に支払方法が前払いの銀行振込に限定されているサイトは要注意です。)
- 後日サイトが見つからないことがあるので、サイトのURLや注文内容をスクリーンショットなどで保存しておきましょう。

詳しくは 消費者庁 インターネット通販トラブル 検索

クーリング・オフ

できない

返品や解約などの契約条件を必ず確認しましょう！

困ったときには相談を！

消費者ホットライン
(お近くの消費生活相談窓口につながります)

(局番なし) い や や !

188番

裏面の
消費生活相談窓口
もご利用ください。

滋賀県

企画・編集／近畿府県消費者啓発資料共同作成会議

[滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県]

脱毛エステの契約

～途中でやめたら返金なし！？～



ポイント!
契約前には、施術内容や
契約条件について説明を
受け、契約書面でしっかり
確認をしよう！

- 長期間にわたる契約の場合、中途解約できる期間や返金額及び1回の施術にかかる料金もよく確認しましょう。
- 通い放題コースの場合、「有料での実施期間・回数」と「無料での施術期間・回数（アフターサービス）」に分かれているケースが多くあります。中途解約時の返金期限や1回分の料金も確認しましょう。
- 事業者が倒産すると、代金の返金は困難です。長期間にわたる高額契約はよく考えましょう。

マルチ商法・ネットワークビジネス

～SNSで友達になった人に誘われて～



ポイント! 「簡単にもうかる」という甘い言葉を信じてはいけません！

- SNSを通じて知り合った人からの勧誘で、トラブルになるケースが増えています。友達や知り合いから勧誘されても、きっぱり断りましょう。
- 扱う商品は儲け方が学べるマニュアルなどの情報商材の他にも健康器具、食品、サプリメント、化粧品、学習教材などさまざまです。
- 消費者金融などで借金させて支払わせるケースもあります。安易にクレジットカードでの高額決済や借金をしないようにしましょう。

クーリング・オフ

できる

私たちの暮らしには契約がいっぱい

契約とは 「これをください」と申込み、「はい、○円です」と承諾され、お互いの意思が一致することで契約は成立します。

一旦成立すると、一方の都合だけでは契約を解除することはできません。



スマホを
買い替える



映画館で
映画を観る
など

でも

未成年者契約の取消し

社会経験の少ない未成年者が保護者（親権者等の法定代理人）の同意を得ずに契約した場合、契約者本人もしくは保護者により契約を取り消すことができます。取消しにより未成年者は受け取った商品を現状のまま返品し、支払った代金は返金されます。

※小遣いの範囲の（少額な）契約、成人であると積極的にうそをついた場合などは未成年者契約の取消しができません。

成年（18歳以上）になつたら気をつけて!!

悪質業者は成人して間もない人をターゲットにすることがあります。

2022年4月1日から成年年齢は「18歳」に引き下げられています。保護者などの同意なしにさまざまな契約が一人ができるようになる一方で責任も生じます。本当に必要な契約なのかよく考えましょう。

覚えておこう!・クーリング・オフ制度

クーリング・オフとは

訪問販売など法律で決められた取引について、一定期間内であれば、消費者が無条件で契約を解除できる制度です。(下の表を参照)

クーリング・オフすると

- 契約は、はじめからなかったことになります。
- 受け取った商品は送料を事業者負担で返品し、支払ったお金は返してもらえます。
- サービスを受けていた場合でも、対価を支払う必要はありません。
- 損害賠償や違約金も請求されません。

クーリング・オフできない場合

- 3,000円未満のものを現金で買った場合
- 健康食品や化粧品など、政令で指定された消耗品を使用した場合(自分の意思で使用した分のみ)
- 自動車(リース含む)
- 自ら出向いた店舗契約

○通信販売(インターネット取引含む)※

※広告に明記されている返品特約(「10日以内は返品できます」「返品はできません」など)に従います。
返品特約の表示がない場合は、商品が届いた日から8日以内であれば返品することができますが、返品送料は消費者の負担となります。

上記以外にも、クーリング・オフできない場合がありますので、詳しくは消費生活相談窓口で相談してください。

クーリング・オフするには

- 契約解除通知書(はがき・電子メール・FAXなど)で通知します。
(期間内に通知をすれば、事業者へ期間内に届かなくても有効です)
- はがきの場合は、両面をコピーし、特定記録郵便か簡易書留で送ります。
はがきのコピーは、郵便局発行の受領書と一緒に保管します。
- 電子メールやFAXなどの場合は、契約書面で通知先や通知方法を確認し、通知後は送信した証拠(通信履歴や画面のスクリーンショット)を保存しておきましょう。
- クレジットカードで支払ったり、個別クレジット契約をしたりしている場合は、
クレジット会社と販売会社に同時に通知します。
(クレジット会社には「書面」で通知します)

<契約解除通知の記入例>

契約解除通知書	
①契約日	○○年○○月○○日
②商品名(またはサービス名)	○○○○○○○○○○
③契約金額	○○○○○円
④会社名	○○○○会社
⑤担当者名	○○○○
上記日付の契約を解除します。 なお既払額の○○○円を返金し商品を引き取ってください。	○○年○○月○○日
(契約者)	
住所	
氏名	

特定商取引法上のクーリング・オフ期間(法定の契約書面を受領した日を含める)

訪問販売	自宅訪問販売、キャッチセールス、アポイントメントセールスなど	8日間
電話勧誘販売	電話をかけるなどして勧誘し、申込みをさせる販売形態	8日間
特定継続的役務提供	身体の美化、知識の向上などを目的として、継続的に役務を提供する取引形態(エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、一部の美容医療) ※一部の美容医療とは、脱毛、にきび・しみなどの除去、歯のホワイトニングなど	8日間
連鎖販売取引 (マルチ商法・ネットワークビジネス)	個人を商品などの販売員として勧誘し、「さらに次の販売員を勧説すれば収入が得られる」などと言って連鎖的に販売組織を拡大する取引形態	20日間
業務提供誘引販売取引 (サイドビジネス商法・モニター商法など)	仕事などを提供する前提で、「仕事に必要」と言って商品を買わせる販売形態 「副業で高収入」「資格・技術を身につけて在宅ワーク」などと勧説し、実際は高額なパソコンや教材などを売りつける『サイドビジネス商法』や、「レポート提出するとモニター料などの収入が得られる」と言って高額な商品を販売する『モニター商法』など	20日間
訪問購入	事業者が消費者宅などを訪ねて貴金属などを買い取る取引形態	8日間

クーリング・オフ期間を過ぎてもあきらめないで、
すぐにお近くの消費生活相談窓口へ

契約時の書面不備やクーリング・オフの妨害に当たる行為などがあると、期間が過ぎていてもクーリング・オフできる場合があります。

被害にあわないための5か条

- ① いらないものは「いりません！」ときっぱり断りましょう
- ② その場ですぐ契約しないで、よく確かめて、家族や友人など信頼できる人に相談しましょう
- ③ 個人情報（住所・氏名・電話番号・メールアドレス・口座番号等）を安易に提供しないようにしましょう
- ④ 納得できない請求には慎重に対応しましょう
- ⑤ おかしいと思ったら、すぐにお住まいの市町の消費生活相談窓口へ

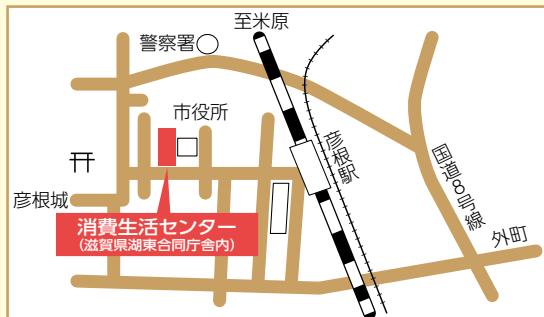
「あやしいな…」「困ったな」と思ったら、まずはご相談を。

滋賀県消費生活センター

〒522-0071 彦根市元町4-1



0749-23-0999



FAX 0749-23-9030

相談時間 月～金（祝日、年末年始は除く）
午前9時15分～午後4時



ネット相談も受け付けています

<https://www.pref.shiga.lg.jp/shohi/sodan/106095.html>

ホームページアドレス

<https://www.pref.shiga.lg.jp/shohi/>

〈役立つ情報のご案内〉しらせる滋賀情報サービス(しらしが)

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/ict/306374.html>



しらしが

滋賀県からの防火・情報配信サービスで、ユーザー登録していただくとメールやLINEで防災・防犯など希望の情報が届きます。
消費生活センターからも、随時「消費生活情報」を配信しています。

●市町

受付時間は窓口にお問合せください。

消費生活相談窓口	電話番号	所在地
大津市消費生活センター	077-528-2662	〒520-0047 大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津4階
彦根市消費生活センター	0749-30-6144	〒522-8501 彦根市元町4-2
長浜市消費生活相談室	0749-65-6567	〒526-8501 長浜市八幡東町632
近江八幡市消費生活センター	0748-36-5566	〒523-8501 近江八幡市桜宮町236
草津市消費生活センター	077-561-2353	〒525-8588 草津市草津三丁目13-30
守山市消費生活センター	077-582-1146	〒524-8585 守山市吉身二丁目5-22
栗東市消費生活相談窓口	077-551-0115	〒520-3088 栗東市安養寺一丁目13-33
甲賀市消費生活センター	0748-69-2147	〒528-8502 甲賀市水口町水口6053
野洲市消費生活センター	077-587-6063	〒520-2395 野洲市小篠原2100-1
湖南市消費生活センター	0748-71-2360	〒520-3288 湖南市中央一丁目1
高島市消費生活センター	0740-25-8106	〒520-1592 高島市新旭町北畠565
東近江市消費生活センター	0748-24-5659	〒527-8527 東近江市八日市緑町10-5
米原市自治環境課	0749-53-5110	〒521-8501 米原市米原1016
日野町交通環境政策課	0748-52-2500	〒529-1698 蒲生郡日野町河原一丁目1
竜王町生活安全課	0748-58-3703	〒520-2592 蒲生郡竜王町小口3
愛荘町くらし安全環境課	0749-42-7699	〒529-1380 愛知郡愛荘町愛知川72
豊郷町企画振興課	0749-35-8112	〒529-1169 犬上郡豊郷町石畠375
甲良町総務課	0749-38-3311	〒522-0244 犬上郡甲良町在士353-1
多賀町総務課	0749-48-8120	〒522-0341 犬上郡多賀町多賀324

(令和5年4月1日現在)



●インキ:大豆油インキを含む
植物油インキ

令和5年11月